**平成２９年度の福祉サービスの自己評価へのとりくみについて**

社会福祉法等の一部改正により、社会福祉法人が担うべき役割が大きく問われています。公益性、非営利性、地域社会への貢献、国民への説明責任を果たしていかなければなりません。サービスの質の向上を図るためには、その内容を検証、評価は不可欠です。昨年度取り組んだ自己評価を今後も継続して行きます。平成２９年度も前年度同様、「福祉サービス第三者評価基準（障害児者施設）」をベースとして、昨年度の課題を検証するかたちで、みだい寮のサービスの現状を評価基準の項目ごとに再確認しました。

　とりくみの流れは次の通りです。

１．　みだい寮における昨年度の自己評価の結果と比較検討するかたちで、職員全体に「評価基準の考え方と評価ポイント・着眼点」（基本編）・「評価基準の考え方と評価ポイント・着眼点」（支援編）それぞれの「回答用シート」に記入をしてもらう。

２．　その結果を持ち寄り、年度末（１～３月の職員全体会議にて）全項目について、課題の取組状況、改善された点、課題として残されている点を検討、２９年度の評価をおこなった。

　平成２９年度の自己評価のまとめとして、

１．　「利用者と地域とのかかわりを大切にしている」という点においては、この3年間、いろいろな場面で職員の意識の中に位置づけられてきた。今年度は、韮崎市福祉施設の災害対策協議会に参加していること等を含め、A評価（項目NO.27B⇒A）とした。具体的な取り組みについては今後も工夫をし、積極的に進めていく必要がある。

２．　「サービスの提供の開始が適切に行われている」点においては、「意思決定支援・合理的配慮」に鑑み、不十分な点があると思われるため、A評価をBにした。（項目NO.49A⇒B　50A⇒B）

３．　「コニュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている」点において、上記と同様、「すべての人に意思がある」事を意識し、「意思決定支援・合理的配慮」に鑑み、具体的な取り組みに工夫がさらに必要と考えられるため、A評価をB評価にした。（項目NO.56A⇒　B）.

４．　「入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している」については、次年度機械浴を導入し、更なる質の向上に努めていく。

５．　大きな課題としては、利用者のアセスメント、個別支援計画の作成、モニタリング、再計画は実施されているが、個々の意思決定支援と合理的配慮を適切におこなう上での職員の力量不足が揚げられる。２９年度、ガイドラインをもとにみだい寮におけるマニュアルづくりの学習会が行われ、現在も取り組みを続けている。